

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表

変更後	現行
農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想 <u>令和4年2月</u> <u>(令和5年9月変更)</u> 加 茂 郡 八 百 津 町	農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想 <u>令和4年2月</u> 加 茂 郡 八 百 津 町

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

水田農業や養畜などの農畜産物を安定的に生産し、地域の農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域の中心を担う経営体に対し、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できるよう重点的な支援により確保・育成する。

加えて、中小・家族経営、兼業農家などの農業者の中で、継続的な農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす多様な農業者においても、農業を担う者として地域計画に位置付けることにより確保し、これらすべての者が、持続的な営農活動が展開できるよう支援する。

2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

農業を担う者の確保育成を図るための機能を担う県の拠点（農業経営・就農支援センター）として位置付けられた、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」（一般社団法人岐阜県農畜産公社）のほか、県（普及組織等）や農業委員会、農業協同組合、就農支援協議会、就農応援隊など関係機関と連携し、就農希望者及び雇用就農者などに対し、必要な情報を共有するとともに、就農から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、認定新規就農者に対しては、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、営農定着ができるよう、必要なフォローアップを実施する。

また、経営発展に意欲的な農業者に対しては、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、専門家等の派遣により、伴走型による経営課題に応じた個別指導・助言などを支援する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1～2（略）

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、八百津町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体の密接な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営に向け、面としてまとまった形で農用地の利用集積を促進させる。

また、中山間地域や、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域農業の維持発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農地利用により、地域全体での農用地の確保・有効利用を図る。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

<新設>

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他

農用地の利用関係の改善に関する事項

1～2（略）

3 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

(1) 平坦な西部地区では多面的機能支援対策により農地や水路などの生産資源の保全活動に努めつつ、機械化組織による農作業の共同化を進め集団的な土地利用の体制整備・生産規模の拡大を図るとともに、担い手への利用集積を進める。

(2) 山間地域の東部地区では中山間地域直接支払制度活用により農地の維持管理を図りながら、農業生産組織の育成強化及び担い手への農作業の受委託・利用集積を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

八百津町は、「基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、八百津町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行、離農、規模縮小による遊休農地の増大などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八百津町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行後においても、地域計画の策定前までは、同法に設けられた経過措置の期間の間は、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととする。

- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、計画的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 八百津町は、畜産業から生まれる有機肥料を有効に利用した、有機栽培による水稻・野菜の生産の普及に努める。

イ 平坦地域においては、農業協同組合を母体とする水稻の育苗から乾燥調製までを行う効率的な農業作業受託組織の育成を図る。

ウ 山間地域においては、遊休化の進む農地の集積を進め、農地の保全を前提にした営農経営体の育成並びに作業従事者の育成・確保を図る。

以下、個別の事業内容を述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

八百津町は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、地域の農業者等による協議の場を設け、その結果を踏まえ、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じた農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画は、地域農業の発展に向けたマスタープランとなる重要な計画であり、地域農業の情勢変化に対応する観点から、同基本構想の計画期間につき定めるものとする。

- (1) 協議の場の設置方法
 - ア 協議の場を設置する地域の基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

八百津町は、「基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、八百津町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行、離農、規模縮小による遊休農地の増大などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

八百津町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

① <新設>

- ① 利用権設定等促進事業

- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業

- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の 確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、画的な集積が図られるよう努めるものとする。

ア 八百津町は、畜産業から生まれる有機肥料を有効に利用した、有機栽培による水稻・野菜の生産の普及に努める。

イ 平坦地域においては、農業協同組合を母体とする水稻の育苗から乾燥調製までを行う効率的な農業作業受託組織の育成を図る。

ウ 山間地域においては、遊休化の進む農地の集積を進め、農地の保全を前提にした営農経営体の育成並びに作業従事者の育成・確保を図る。

以下、個別の事業内容を述べる。

<新設>

の区域を設定することとし、地形や水利等の自然的条件、農産物の生産状況や圃場整備の状況等の経済的條件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られる地域ごとに協議の場を設置することとする。 イ 推進体制の整備 八百津町は、協議の場を開催する準備段階として、農業委員会、農業協同組合、県等を参集した戦略会議を開催するとともに、戦略会議での協議を踏まえ、地域の中心的な経営体などを参集した連携会議を開催する体制を整備し、協議の場での話し合いを円滑に進める。 ウ 協議の場を開催する準備段階 (ア) 戦略会議の開催 八百津町は、農業委員会、農業協同組合、県など、連携会議の進行役などの役割を担う者を参集し、協議の場において活用する対象地域の農用地利用の現況を客観的に把握することができる地図(現況地図)の作成を行うものとする。 加えて、協議の場を設置する地域の基準に沿った地域割りや、連携会議での参集者などを検討することとする。 (イ) 連携会議の開催 八百津町は、戦略会議の参集者に加え、地域の中心的な経営体などの参加を呼びかけ、連携会議を開催し、現況地図を活用したその経営体等との協議や意向確認による、将来の農地利用を担う者別の地図(ゾーニング地図)の案を作成するものとする。 エ 協議の場の設置 (ア) 八百津町は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下の(イ)の参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとする。 この際、話し合いが円滑に進むよう、戦略会議に参加した者が、協議の進行役を担うよう努めるものとする。 また、協議の場の日時や場所について、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、八百津町のホームページや広報誌等を通じて公表するものとする。 (イ) 八百津町は、協議の場において、幅広い意見を聴取するため、農業者、農事改良組合や水利組合の代表者、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地専門員、土地改良区、県などを参集する。 特に、農業者については、認定農業者、集落営農等の地域の中心的な農業者だけではなく、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を担う新規就農希望者等、多様な農業者などの意見を聴くこととする。 (ウ) 協議の場では、以下の事項について協議する。なお、協議にあたっては、農用地の集約化等に伴う作業の効率化や総合的な利用を図り、受け手の持続可能な農業経営に支障が生じないよう、受け手の意向を再確認しつつ、その意向について参加者の理解を深めるよう留意する。 ① 農業の将来の在り方 ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (農用地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針) ④ その他(地域の実情に応じて記載) (エ) 八百津町は、上記(ウ)の項目について、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく広く地域住民が閲覧できる方法で公表することとする。 (2) 地域計画の作成 八百津町は、地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社(農地中間管理機構)、農業協同組合、土地改良区等と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。 ア 地域計画の地域の基準 地域計画を策定する地域は、協議の場を設置する地域の基準に沿って設定するものとする。 イ 地域計画の作成 八百津町は、協議の場の結果を踏まえ、上記アの地域における農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。(令和7年3月までに作成) なお、計画は、下記の要件に該当するものとする。	
---	--

① 基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画（農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画）との調和が保たれたものであること。 ② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。 ウ 目標地図の作成 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示する。 八百津町は、農業委員会に目標地図の素案の提出を求め、提出された素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成することができることとする。 (3) 地域計画の変更 八百津町は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更することとする。 この際、以下の軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定めることとする。 ① 区域の名称の変更又は地番の変更 ② 農用地等を利用する農業を担う団体（法人を除く）が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更 ③ 農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更 ④ その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更 (4) 地域計画の作成・変更時の意見聴取 八百津町は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等関係者の意見聴取を行うこととする。 また、地域計画の案の公告の前には、パブリックコメントの募集や説明会を開催し、可能な限り関係者の理解を得よう努めることとする。 (5) 地域計画の公告 八百津町は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、その旨を八百津町の公報への掲載やインターネット等を通じて公告し、当該公告日から二週間公衆の縦覧に供することとする。 また、地域計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、県、農業委員会、（一社）岐阜県農業会議、（一社）岐阜県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合等に地域計画の写しを送付することとする。 (6) 地域計画に係る個人情報の取扱い 八百津町は、農業を担う者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続きとして、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができるが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その目的を明示するものとする。 また、八百津町公報への掲載等とは別に、インターネットの利用などにより関係者以外の不特定多数に対して情報を共有する場合は、氏名を削除する等の配慮を行うこととする。 (7) 地域計画の区域内の農用地所有者からのあっせんの申出、買入協議 農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出を受け、農地中間管理機構による買入れが特に必要があると認める場合は、八百津町に対し、農地中間管理機構による買入協議を要請することができる。 八百津町は、農業委員会から要請を受けた場合、地域計画の達成に資するために特に必要と認める場合には、農地中間管理機構が買入協議を行うこととし、その旨を所有者に通知するものとする。 (8) 利用権設定等に関する協議の勧告 八百津町は、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の地域内の農用地等について、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。 (9) 地域計画の特例 農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得	
---	--

て、八百津町に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。 なお、八百津町は、提案を受けた場合は、当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案を受けた者に通知するものとする。 (10) 地域計画内における農用地利用集積等促進計画の決定 八百津町は、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、地域計画の達成に資することとなるよう、連携して作成する。 ただし、目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更にとならず、地域計画の達成に資するものと判断することとする。 また、地域計画で予定していない利用権の設定等を行わなければならない場合であって、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると認める場合は、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断することとする。 2 利用権設定等促進事業に関する事項 (1)～(13) (略) 3 農地中間管理事業に関する事項 (1)～(2) (略) 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1)～(8) (略) 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 (1)～(2) (略) 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項 (略) 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) (略) (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 八百津町は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化	1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1)～(13) (略) 2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項 (1)～(2) (略) 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1)～(8) (略) 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 (1)～(2) (略) 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 (略) 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) (略) (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 八百津町は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立
---	---

し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② （略）

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

（略）

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

ア～イ （略）

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア （略）

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「地域計画の作成・変更」を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために町内の外の農業者との交流の場を設けるとともに、地域のコミュニティへの積極的な参加を促す。また、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、ぎふアグリチャレンジ支援センター等関係機関と連携して町内外の直売所等の情報を提供することで、生産物の販路の確保を支援する。

ウ （略）

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する「地域計画」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、**就農準備資金、経営開始資金**や青年等就農資金、**農地利用効率化等支援交付金**等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと導く。

第6 農地中間管理事業を行う者に関する事項

（略）

第7 その他

（略）

附則

- 1 この基本構想は、平成28年 9月13日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和 4年 2月28日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 5年 9月30日から施行する。

する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② （略）

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の 確保に関する事項

（略）

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の 確保に向けた取組

ア～イ （略）

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア （略）

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「**実質化した人・農地プラン**」の**作成・見直しの話し合い**を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために町内の外の農業者との交流の場を設けるとともに、地域のコミュニティへの積極的な参加を促す。また、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、ぎふアグリチャレンジ支援センター等関係機関と連携して町内外の直売所等の情報を提供することで、生産物の販路の確保を支援する。

ウ （略）

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する「**実質化した人・農地プラン**」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、**農業次世代人材投資資金**や青年等就農資金、**強い農業・担い手づくり交付金**等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと導く。

第5 農地中間管理事業を行う者に関する事項

（略）

第6 その他

（略）

附則

- 1 この基本構想は、平成28年 9月13日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和 4年 2月28日から施行する。
- 3 <新設>

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)
(略)
(1)～(3) (略)

別紙2 (第5の2(2)関係)
I～IV (略)

別紙1 (第4の1の(1)⑥関係)
(略)
(1)～(3) (略)

別紙2 (第4の1(2)関係)
I～IV (略)